

平成 29 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

# 提 案 理 由 説 明

( 報 告 及 び 追 加 分 )

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 4 号 ~ 報 告 第 5 号 ( 降 壇 )
- 2 議 案 第 62 号 ~ 議 案 第 71 号 ( 降 壇 )

平 成 29 年 9 月 12 日 提 出

平 成 29 年 9 月 20 日 提 出

伊 佐 市 長

報告第4号及び報告第5号の2件について説明申し上げます。

まず、報告第4号「平成28年度伊佐市健全化判断比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

平成28年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、赤字額がないことにより算定されませんでした。また、「実質公債費比率」は9.1パーセントと「早期健全化基準」を超えないものであり、「将来負担比率」については、償還に充当可能な財源が将来負担額を上回り算定されませんでしたので、健全な財政運営となっております。

次に報告第5号「平成28年度伊佐市資金不足比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算における各公営企業の資金不足比率に係る状況を、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

平成28年度決算において、本市の公営企業である「水道事業会計」、「簡易水道事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」は、いずれも資金不足額を生じておらず、資金不足比率は算定されませんでした。

以上で報告2件の説明を終わります。

— 降 壇 —

追加提案いたしました議案第62号から議案第71号までについて説明申し上げます。

まず、議案第62号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、市内小中学校の教育の情報化に関し、ICTの内容をより一層充実し、効果的に授業に活用するため、教育用コンピュータの更新及びタブレットパソコン等の購入に係る仮契約を、パステムソリューションズ株式会社と8月25日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号から議案第70号までについて説明申し上げます。

議案第63号「平成28年度伊佐市一般会計歳入歳出決算認定について」

議案第64号「平成28年度伊佐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第65号「平成28年度伊佐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第66号「平成28年度伊佐市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第67号「平成28年度伊佐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第68号「平成28年度伊佐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第69号「平成28年度伊佐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第70号「平成28年度伊佐市水道事業会計決算認定に

ついて」

これら8件の議案につきましては、地方自治法第233条第3項又は地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれの決算を「主要な施策の成果説明書」、「基金の運用状況」、監査委員の審査による「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

次に、議案第71号「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、姉妹都市である喜界町での豪雨災害に対する支援に要する経費について、新たに措置したものであり、総務費につきまして、喜界町への職員派遣及び寄附に要する経費について、新たに措置しております。

この財源につきましては、繰入金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億8,420万9千円とするものであります。

以上、議案10件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————